



県章

山形県公報

令和8年4月24日(金)

第698号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(防災危機管理課) ……459
- 山形県受動喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則……………(がん対策・健康長寿日本一推進課) ……460
- 山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(農業経営・所得向上推進課) ……同

告 示

- 指定納付受託者の指定……………(多文化共生・国際交流推進課) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……461
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米戦略推進課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……462
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の変更の認可……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(農村整備課) ……463
- 森林病虫害等防除法に基づく薬剤による防除命令の予定……………(庄内総合支庁森林整備課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土整備企画課) ……464
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

正 誤

規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第35号

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則(昭和35年1月県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号ハ中「360円」を「370円」に改め、同項第2号イ(ロ)中「7,089,000円」を「7,259,000円」に改め、同表第2項第1号ハ中「1,390円」を「1,480円」に改め、同表第3項第3号イの表中

| | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | を |
| 20,300 | 26,100 | 38,700 | 46,200 | 58,500 | 8,500 | |
| 33,700 | 43,500 | 60,600 | 70,900 | 89,300 | 12,300 | |

| | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | に改め、同号口の表中 |
| 20,900 | 26,900 | 39,900 | 47,600 | 60,300 | 8,800 | |
| 34,700 | 44,800 | 62,500 | 73,100 | 92,100 | 12,700 | |

| | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | を |
| 6,700 | 8,900 | 13,400 | 16,300 | 20,500 | 2,900 | |
| 10,700 | 14,000 | 19,900 | 23,600 | 29,800 | 3,900 | |

| | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|---------------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | に改め、同別表第7項第1号 |
| 6,900 | 9,200 | 13,800 | 16,800 | 21,100 | 3,000 | |
| 11,000 | 14,400 | 20,500 | 24,300 | 30,700 | 4,000 | |

口中「53,900円」を「56,400円」に改め、同項第2号口(イ)中「739,000円」を「757,000円」に改め、同号ロ(ロ)中「358,000円」を「367,000円」に改め、同表第9項第3号口中「5,500円」を「5,800円」に、「5,800円」を「6,100円」に、「6,300円」を「6,600円」に改め、同表第10項第3号中「232,200円」を「239,400円」に、「185,700円」を「191,500円」に改め、同表第11項第2号ニ(イ)中「3,700円」を「3,800円」に改め、同号ニ(ロ)中「5,900円」を「6,100円」に改め、同表第12項第2号中「143,900円」を「148,600円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県災害救助法施行細則の規定は、令和8年4月1日から適用する。

山形県受動喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第36号

山形県受動喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則

山形県受動喫煙防止条例施行規則（令和元年6月県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び」を「、」に、「助産所」を「助産所及び同法第2条の2第2項に規定するオンライン診療受診施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第37号

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年12月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第365号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和8年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社N T Tデータ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入
一般旅券発給手数料
- 3 指定年月日
令和8年4月1日

山形県告示第366号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害児通所支援の種類 | 定 員 | 指定年月日 |
|------------------------------|--|-------------|-----|-------------|
| 有限会社なごみの部屋 米沢市門東町二丁目8番38号 | 児童発達支援・放課後等デイサービス なごみのめ 米沢市桜木町1番74号 | 児 童 発 達 支 援 | 10名 | 令和 8. 4. 15 |
| 有限会社なごみの部屋 米沢市門東町二丁目8番38号 | 児童発達支援・放課後等デイサービス なごみのめ 米沢市桜木町1番74号 | 放課後等デイサービス | 10名 | 同 |

山形県告示第367号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 |
|------------------------------|----------------------------|-------------|-------------|
| 特定非営利活動法人一歩 鶴岡市陽光町18番24号 | 多機能型事業所いちほ 鶴岡市陽光町18番24号 | 就 労 選 択 支 援 | 令和 8. 4. 15 |

山形県告示第368号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社アシスト
代表取締役 工藤 佳祐
鶴岡市本田甲168番地
- (2) 届出の内容

| 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | | 変更年月日 |
|---------------------------------------|--|----------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 株式会社アシスト 代表取締役 工藤 淳 鶴岡市本田甲168番地 | 株式会社アシスト 代表取締役 工藤 佳祐 鶴岡市本田甲168番地 | 令和8年3月1日 |

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 山形県食糧株式会社
 代表取締役 阿部 恵
 上山市蔵王の森16番地

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 | | | 変更年月日 |
|---------------------------|-------------|------------|----------|
| 変更前 | 変更後 | 備考 | |
| 安部 勝 玄米 | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 令和8年4月1日 |
| 伊藤 健宏 玄米 | 同 左 | | |
| | 横澤 和人 玄米 | | |

山形県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
新庄土地改良区
- 2 事務所の所在地
新庄市金沢字宮ノ次郎4273番3
- 3 認可年月日
令和8年4月16日

山形県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
月光川土地改良区
- 2 事務所の所在地
飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地
- 3 認可年月日
令和8年4月13日

山形県告示第371号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和8年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
日向川土地改良区
- 2 事務所の所在地
酒田市市条字村ノ前68番地の1
- 3 変更に係る管理規程の名称
日向川土地改良区頭首工管理規程

- 4 管理規程の変更の概要
河床に洗堀が認められた場合の河川協議に関する事項を追加
- 5 認可年月日
令和8年4月13日

山形県告示第372号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
天童市荒谷地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和8年2月26日から同年3月24日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第373号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり薬剤による防除を命ずる予定である。

令和8年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域及び期間

| 区 域 | | 期 間 |
|-------|---------------|-------------------------------|
| 市 町 名 | 大 字 名 又 は 町 名 | |
| 遊 佐 町 | 吹浦、菅里 | 令和8年6月1日から 同 年 7 月 30 日 まで |

- 2 森林病虫害等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に対し、薬剤による防除をすること。
- 4 命令をしようとする理由
1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため
- 5 その他必要な事項
 - (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
 - (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から令和8年5月28日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
 - (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
 - (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
 - (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
 - (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

山形県告示第374号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形市の一部及び東村山郡山辺町の一部
- 2 公共測量を実施した期間
令和7年3月17日から令和8年3月27日まで
- 3 作業の種類
公共測量（標定点測量、同時調整、数値地図）

山形県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年4月24日から同年5月8日まで縦覧に供する。

令和8年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 向町最上西公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--------------------------------------|------|--------------------------------------|----------------------------|
| 最上郡最上町大字月楯字村内328番2から 同 熊ノ前417番8まで | 旧 | 25.3 <small>メートル</small> } 4.8 | <small>メートル</small> 193 |
| 同 上 | 新 | 15.3 <small>メートル</small> } 4.8 | 同 上 |

山形県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和8年4月24日から同年5月8日まで縦覧に供する。

令和8年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 川西小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|---------------------------------------|------|--|----------------------------|
| 西置賜郡小国町大字大石沢字馬場道上458番7から 同 458番5まで | 旧 | 38.0 <small>メートル</small> } 21.0 | <small>メートル</small> 231 |
| 同 上 | 新 | 111.0 <small>メートル</small> } 21.0 | 同 上 |

山形県告示第377号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

| |
|-----------|
| 長井市栄町8番1号 |
|-----------|

を

| |
|--------------|
| 長井市ままの上12番3号 |
|--------------|

に改める。

別表第6中

| | | | |
|--------|--------------------|-----|-----|
| " 下条支店 | " 下条町二丁目 12番28号 | " " | " " |
|--------|--------------------|-----|-----|

を

| | | | |
|---------|--------------------|-----|-----|
| " 北山形支店 | " 北山形一丁目 3番42号 | " " | " " |
| " 下条支店 | " 下条町二丁目 12番28号 | " " | " " |

に、

| | | | | |
|-------------------------|--------------------|---------------------|-------------------|-------------------|
| | 酒田市袖浦農業協同組合 本所 | " 坂野辺新田字 葉萱112番地 | 酒田市袖浦農業協同組合 本所 | " " |
| 県公金の収納事務（口座振替によるものに限る。） | 山形市農業協同組合 北山形支店 | 山形市下条町二丁目 12番28号 | 農林中央金庫 山形支店 | 株式会社 県庁支店 山形銀行 |

を

| | | | | |
|--|-------------------|---------------------|-------------------|-----|
| | 酒田市袖浦農業協同組合 本所 | " 坂野辺新田字 葉萱112番地 | 酒田市袖浦農業協同組合 本所 | " " |
|--|-------------------|---------------------|-------------------|-----|

に

改める。

附 則

この規程は、令和8年5月7日から施行する。ただし、別表第6の改正規定は、同月18日から施行する。

正 誤

| | | | | | |
|-------------|------------|-----|---|----|-----|
| 発行年月日 | 県公報 番 号 | ページ | 行 | 誤 | 正 |
| 令和 8. 3. 27 | 第690号 | 274 | 7 | 幸地 | 矢筈山 |

令和8年4月24日印刷 発行所 山形県庁
令和8年4月24日発行 発行人 山形県